



エルタックス

eLTAX(電子申告・電子申請)が便利です

地方税の手続きがインターネットで簡単に行えます

eLTAXHP <http://www.eltax.jp/>

1 電子申告とは？

電子申告(電子申請を含む)とは、税関連の手続き(申告・届け出)を納税者や給与事務担当者がパソコンを使って行うことです。

eLTAXとは、地方税の電子申告を行う際に使用するシステムで、これまで郵送で行っていた書面手続きが、インターネットを通じてパソコンから簡単に行えます。

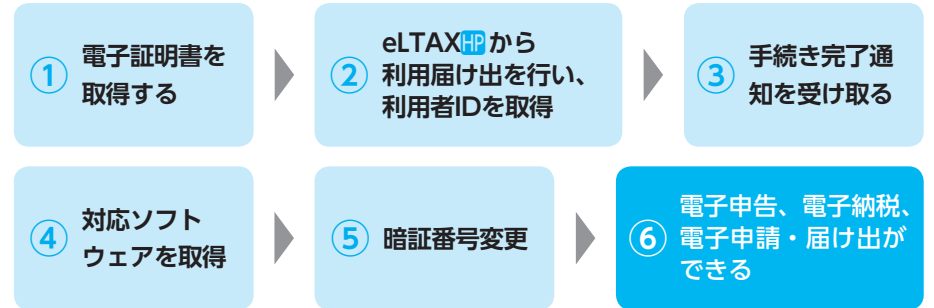
2 eLTAXで利用できる手続きは？

対象税目 手続種別	個人市・都民税 (特別徴収)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	①給与支払報告 ②給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ③普通徴収から特別徴収への切替申請 [※]	①中間申告 ②確定申告 ③修正申告 [※]	①全資産申告 ②増加資産・減少資産申告 ③修正申告 [※]
電子申請・届け出	①特別徴収義務者の所在地・名称変更届出	①法人設立・設置届 ②異動届	—

3 eLTAXはこんなに便利

- ◇自宅・オフィス・会計事務所からインターネットで簡単に申告できます。
- ◇複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- ◇市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます(eLTAX対応ソフトウェア^{のみ})。
- ◇電子データで提出できるため、書類を郵送する必要がなくなります。

4 eLTAXご利用の流れ



◆個人の電子証明書の取得方法

電子証明書の申請を、下記のとおり受け付けています。

時 平日午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

場 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)

料 手数料500円

持 ①住民基本台帳カード(お持ちでない方は電子証明書申請前に取得する必要があります)

②本人確認書類(顔写真付き住民基本台帳カード(要暗証番号)・運転免許証・旅券・在留カード・特別永住者証明書など、官公署発行の顔写真の貼付してある免許証・許可証から2点。または前記1点と健康保険証・年金手帳などもう1点の2点)

※書類に記載の住所は、住民票の現住所と一致している必要があります。

③印鑑

※電子証明書の有効期間は3年間です(有効期間内であっても住所や氏名の変更により失効します)。

◆問い合わせ先

□法人の電子証明書の取得方法・eLTAX

eLTAXヘルプデスク(ナビダイヤル：☎0570-081459・

IP電話やPHSなどから：☎03-5500-7010)

※午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

□個人の電子証明書の取得方法

◆市民課 ☎042-460-9820 ・ 保 ☎042-438-4020

□個人の市・都民税(特別徴収)

◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

□法人の市民税

◆市民税課 ☎042-460-9826

□固定資産税(償却資産)

◆資産税課 ☎042-460-9830

シニアルーム

シニア世代向け情報
※市からの連絡帳もご覧ください。

確定申告で障害者控除を受けられる場合があります

市内在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます。※既に身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方は不要です。

※介護保険認定者は、介護認定調査票に基づき認定します。

※介護保険認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定の様式)が必要です。

□障害者控除対象者

身体障害者3～6級に準ずる方、知的障

害軽度・中度に準ずる方

□特別障害者控除対象者

身体障害者1級・2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、寝たきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、食事・排便などの日常生活に支障のある状態の方)

□申請方法 平成27年1月5日(月)から、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)へ

※認定書発行までに2週間程度かかります。確定申告書の提出期限を考慮し、お早めに申請してください。

◆高齢者支援課 保

(☎042-438-4028)

介護保険事業者ガイドブック(改訂版)を発行

西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご利用ください。

□配布場所 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)・各出張所・各地域包括支援センター

◆高齢者支援課 保

(☎042-438-4032)



介護保険事業者ガイドブック(改訂版)

介護予防ミニ講座 ～口腔・栄養・運動機能の向上～

いつまでも元気で自分らしく生活するために、介護予防に積極的に取り組むことが大切です。皆さんで楽しく学んでみませんか。

時・場 別表参照

内 ①お口をケアして病気を予防しましょう教室…口腔の衛生の大切さについての講話、口腔機能向上体操、咀嚼力判定^{ほか}

②減塩食で高血圧予防教室…食品に含まれる塩分についての講話、豚汁の試食(調理のデモンストレーション含む)^{ほか}

③運動をして若さを保ちましょう教室…転倒予防・腰痛や膝痛の改善・関節痛予

防のための運動^{ほか}

対 市内在住の満65歳以上の方

定 各回20人(申込多数の場合は抽選)

料 200円(減塩食で高血圧予防教室^{のみ})

持 福祉会館利用証(老人憩いの家おあしすを除く) ※未登録の方は、当日発行可

申 12月19日(金)(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・参加希望教室名と参加希望日(各教室1つ^{まで})を明記し、〒202-8555市役所高齢者支援課「介護予防ミニ講座」係へ

◆高齢者支援課 保

(☎042-438-4102)

□別表 ※教室ごとの内容は同じです。

①お口をケアして病気を予防しましょう教室

日付(平成27年)	時間	会場
1月13日(火)	午後2時～3時30分	下保谷福祉会館
1月20日(火)		富士町福祉会館
2月3日(火)		住吉老人福祉センター
2月9日(月)		ひばりが丘福祉会館

②減塩食で高血圧予防教室

日付(平成27年)	時間	会場
1月14日(水)	午前10時～11時30分	老人憩いの家おあしす
1月26日(月)		ひばりが丘福祉会館
1月27日(火)		田無総合福祉センター
2月23日(月)		富士町福祉会館

③運動をして若さを保ちましょう教室

日付(平成27年)	時間	会場
1月15日(木)	午後2時～3時30分	下保谷福祉会館
1月19日(月)		田無総合福祉センター
1月29日(木)		ひばりが丘福祉会館
1月30日(金)		富士町福祉会館
2月6日(金)	午前10時～11時30分	住吉老人福祉センター
2月24日(火)	午後2時～3時30分	新町福祉会館